

公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月21日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤義彦

1 公有財産の売払いに係る入札に付する物件

車種	台数	初年度登録年月	走行距離	最終車検 実施年月
軽自動車 三菱 バン GBD-U62V	1台	平成21年7月	約148,980km (令和7年3月末現在)	令和5年7月

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 鳥取県東部広域行政管理組合が準用する鳥取市の製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）に基づく競争入札参加資格を有するものであること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取県東部広域行政管理組合が準用する鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県東部圏域内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代理人に対して契約締結の権限を委任する旨の委任状が提出されていること。
- (6) 落札後の引渡し時に車両引取りが可能な者であること。

(7) 落札決定後に一括で車両代金が納入できる者であること。

3 入札参加資格の確認

本入札に参加する者に必要な資格の確認に係る書類の作成等については、入札参加案内による。

4 入札参加案内等の入手方法

(1) 入札参加案内及び入札参加申込書等の様式は、鳥取県東部広域行政管理組合ウェブサイトに掲載されているものをダウンロードすること。

※鳥取県東部広域行政管理組合ウェブサイト (<http://www.east.tottori.tottori.jp/>)

(2) 入札参加案内の掲載期間は、この公告の日から令和7年5月21日(水)までとする。

5 入札参加申込書の提出方法等

本件入札に参加を希望する者は、入札参加案内に定めるところにより、次のとおり入札参加申込書を提出するものとする。

(1) 受付期間及び時間

ア 受付期間 令和7年4月21日(月)から令和7年5月15日(木)まで
※土日祝日を除く

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先

〒680-0052 鳥取市鍛冶町18番地2
鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 総務福祉課
電話 0857-20-0119

(3) 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受付最終日の午後5時15分までに到着すること。

(3) 資格の確認

提出された入札参加申込書等により入札参加資格要件を確認するものとし、書類等に不備がなければ、その写しを交付する。不備がある場合は、その旨を書類で通知する。

6 物件確認

希望する者に対し、物件確認のための見学会を行う。希望の確認、日程、集合場所等詳細については、入札参加案内による。

なお、本公告日以降、無断での物件確認は認めないので、留意すること。

7 入札の日時及び場所

入札は、入札参加資格者に対し、入札参加案内に定めるところにより、以下の日時等により行う。

(1) 日時

令和7年5月21日（水） 午前11時 即日開札

(2) 場所

鳥取市鍛冶町18番地2

鳥取県東部広域行政管理組合事務局分庁舎2階会議室

8 契約書の作成

落札者は、落札後7日以内（土日祝日を除く）に本組合と売買契約書を締結するものとする。

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

11 その他

- (1) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によるものとする。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 書類の作成及び提出に要する費用等はすべて参加希望者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、提出したものに無断で本件事務以外の用途に使用しない。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) その他詳細は、入札参加案内による。

12 問合せ先

5の(2)に同じ。